

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

大分市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害により甲の管理する下水道施設が被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における被災調査及び災害復旧業務に係る技術支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被災した下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（技術支援の範囲）

第2条 支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧、災害査定資料作成などに関して甲が要請する業務とする。

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲は、災害時に乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して書面にて技術支援協力を要請する。ただし、書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、その場合は要請後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項に基づき甲より要請があった場合は、技術支援の内容について甲と協議を行い、速やかに乙を構成する会員（以下「会員」という。）の中から、支援可能な会員を甲に書面にて通知する。

3 甲は、前項により通知された会員の中から技術支援協力を依頼する会員（以下「業務実施者」という。）を決定し、業務実施者に対して書面により通知する。ただし、書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、その場合は要請後速やかに書面を提出するものとする。

（業務委託契約の締結）

第4条 甲と業務実施者は業務内容を協議の上、速やかに業務委託契約を締結する。

（業務の実施）

第5条 業務実施者は、要請された業務（以下「支援業務」という。）を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第6条 業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに甲に書面をもって報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 業務実施者は、支援業務の終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲に請求し、甲は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払うものとする。

（情報共有）

第8条 甲、乙は連絡先を相互に確認する。なお、連絡先に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

（労務災害）

第9条 技術支援協力において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

（損害補償）

第10条 技術支援協力の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合には、その措置について甲と業務実施者は協議の上決定するものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月20日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市長

佐藤 樹一郎



乙 北九州市八幡東区西本町二丁目5番5号
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部

支部長

松尾 穎泰

